

平成29年 8 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成29年 8 月25日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
三 浦	溥太郎	委 員
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 10名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第1 議案第39号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、日程第2 議案第40号及び日程第3 議案第41号につきましては、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
- 教育長報告

(新倉教育長)

8月1日付で、新しい制度の教育長に就任いたしました新倉でございます。

開会にあたりまして、一言、ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

現在の教育行政を取り巻く厳しい状況に対しまして、これまでの教育委員会委員長と教育長が一体化されました新制度の教育長として臨むことは、本当に身に余る光栄ではございますけれども、その職責の重さにかえって身の引き締まる思いであります。

横須賀の子どもたちの未来のために、学校現場と、ここにおります事務局の職員と十分な意見交換を行いながら、山積する本市教育行政の課題をひとつひとつ解決していきたいと考えています。

本当に大変微力ではございますけれども、本市教育行政の発展のため、全力で努力してまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新制度への移行に伴いまして、これまでの教育委員会委員長の職名ポストがなくなるとともに、新たな教育委員会は、教育委員4名と、私、教育長とで構成することとなります。

また、教育長が欠けた場合には、教育長職務代理者がその任を負うこととされておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、8月1日付で、荒川委員を教育長職務代理者として任命いたしましたことを、まず、ご報告させていただきます。

8月1日の就任以降でございますけれども、神奈川県教育委員会教育長ほか幹部職員の方、また、三浦市、葉山町、逗子市の教育長さんをお尋ねいたしまして、就任のご挨拶をさせていただいたところでございます。

8月の各種行事、大会等の主なものは、お手元の「定例会教育長報告」としてまとめておりますので、簡単にご報告をさせていただきます。

8月の2、3日に、小学校、中学校、それぞれの教育課程研究会が市立総合

高校において開催されております。各教科ごとに、先生方の発表と、指導主事による講評を行う研修が開催されています。

4日には、7月27日から開催されました第51回神奈川県中学総合体育大会で優秀な成績をおさめ、全国・関東中学校体育大会に出場する選手の激励会が開催されました。荒川委員にもご出席をいただきました。詳細につきましては、後ほど担当課よりご報告をさせていただきます。

11日には、中学生創造アイデアロボットコンテスト第14回横須賀大会が、総合体育会館サブアリーナにおきまして、基礎部門・活用部門・応用部門の3部門で、9中学校から40チーム、114名が参加いたしました。当日は、三浦委員、荒川委員にもご出席をいただきまして、審査などに加わっていただいたところでございます。

17、18日には、横浜市市民文化会館関内ホール等において、第17回全国中学校総合文化祭神奈川大会が開催され、本市からは、田浦中学校音楽部が「琴」の演奏を、常葉中学校生徒会が「手話」の実践を、大津中学校演劇部が「深海魚」の演目で、それぞれ素晴らしい発表をしました。

20日は、よこすか芸術劇場において、子どものための音楽会が開催されました。今回は第30回ということで過去に出演し、現在は、クラリネットやパーカッション奏者として活躍している方々にも演奏していただき、音楽の楽しさをお伝えすることができたのではないかと思います。また、これまでご指導いただいていた、大木孝雄先生に感謝状を贈呈させていただきました。

以上が、簡単ではございますが、教育長報告とさせていただきます。

(質問なし)

日程第4 請願第2号『教育委員会の市立諏訪幼稚園保護者に対する説明についての請願』

教育長 議題とすることを宣言及び審議の流れについて説明

(新倉教育長)

それでは、請願第2号について、請願者からの事情の陳述の申し出がございました。

陳述の許可についてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(発言なし)

(新倉教育長)

ありがとうございます。

それでは、請願者からの事情の陳述をしていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

異議なし

教育長 陳述を許可することを宣言

(新倉教育長)

陳述の時間でございますが、前例にしたがいまして、5分までとしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(各委員)

異議なし

(新倉教育長)

それでは、陳述の時間は5分までといたします。

請願事項について、書記が朗読

(陳述者)

日々、子どもを諏訪幼稚園に通わせ、親としても幼稚園とかかわっていく中、よい幼稚園でありながらも、閉園に向けた流れの中で、わからないことや納得できないことがいろいろと出てきました。

請願の趣旨にも書きましたように、教育委員会事務局、こども育成部の職員の方々との意見交換会も実施されてきましたが、私たちの不安は解消されません。

諏訪幼稚園は、年中組と年長組があるだけですから、最長でも通園は2年間です。私たちの子どもたちは、来年の春、または再来年の春に諏訪幼稚園を卒園します。

とはいえ、閉園されると言いながらも、時期が明らかでなく、園児募集を続けている現状で、見学にいらっしゃる未就園児の保護者の方々に誰も何の説明もしないことに対し、在園児保護者としては、大変失礼かと思いますが、皆様方の誠意があるとは言えない姿勢に居心地の悪さを感じています。

今、民間の幼稚園は諏訪幼稚園にはない多様なサービスがあります。ですが、私たちは、諏訪幼稚園のよいところを知っており、気に入っていますから、できれば、見学や体験に来る親御さんたちに、諏訪幼稚園をお薦めしたいと思うのです。でも、閉園時期がわからず、閉園のその日まで、これまで同様に全力で幼稚園運営をしていただけるとは思えない現状では、お薦めできません。

私たちは、園児が、閉園を理由に減少し続け、集団生活での学びに影響しないよう配慮していただきたいと思っております。

なお、請願後について、補足をさせていただきます。

請願の趣旨にも記しましたが、私たちは、施設配置適正化計画、公立幼稚園再編計画、公立保育園再編実施計画、(仮)中央こども園整備事業などに翻弄されてきました。そしてまた、諏訪幼稚園には、確認者も関係あったのではないかとの思いに至りました。

諏訪幼稚園に通う当事者でありながら、どの計画がどのようになっているのか、明確なご説明をいただけない中、確認者が優先されることになれば、廃園は早まることになるのかと不安があります。私たち保護者側からのさまざまな疑問が、再度吹き出すことになりかねません。

このままですと、先細りに閉園していくのではないか、この点を不安に感じていることを、どうぞご理解、お願い申し上げます。

以上です。

教育長 関係理事者から所見を聴取

(教育指導課長)

「教育委員会の市立諏訪幼稚園保護者に対する説明についての請願」の所見を申し上げます。

請願第2号の願意は、市立諏訪幼稚園保護者への説明に関する事項について、教育委員会の対応に要望するものです。

請願項目1「未就園児保護者、入園説明会に来ている保護者、母親学級に来ている保護者などに対して、市議会、教育委員会定例会等で決まった諏訪幼稚園に関する事柄、現在の諏訪幼稚園廃園に関する説明をその都度行うこと」につきまして、現状をお伝えすることは必要だと考えておりますので、その行事の趣旨も考慮しながら、時間を頂戴し、市議会、教育委員会定例会等で決定していることについて説明していきたいと考えております。

項目2「新入園児が諏訪幼稚園を卒園するまで、園を閉園しないこと」につきまして、在園する園児に対して、責任を持って教育に携わる所存ですので、入園した園児が卒園するまでは廃園しないように考えております。このことに

については、場を設定して説明をしたいと思います。

項目3「意見交換会を開く際には、事前資料を早い時期に配布すること」につきましては、ご要望のとおり、早い時期にお渡しできるようにいたします。

項目4「こども園中心の話し合いではなく、諏訪幼稚園を主軸に考えて閉園時期を決め、閉園までの間の予算の確保・教員の資質向上・教育の充実の確約をすること」につきまして、市立幼稚園に関する事項につきましては、教育委員会が所管でありますので、市立幼稚園が廃園するまで引き続き主軸をおいて努力してまいります。

項目5「以前、横須賀市教育委員会と諏訪幼稚園問題協議会で交わした『確認書』は現在どのような扱いになっているのかを再度確認すること、確認書のこと踏まえ、結局はどのような条件のもと諏訪幼稚園の廃園が決定されるのかを明確にすること」につきましては、平成10年当時ではありますが、保護者及び地域住民の代表者と、休園とする場合の条件として合意した内容として理解しています。

市立幼稚園の廃園については、平成27年8月の教育委員会定例会で議決されています。

また、廃園時期については、平成28年5月の教育委員会定例会で、市立幼稚園を取り巻く状況に応じて別途定めるとしています。現在、その状況を確認しながら進めていますが、これからも、保護者をはじめ地域の皆様とお話し合いを持ち、合意形成を図りながら決定していきたいと思います。

また、諏訪幼稚園の在り方についていただいた意見書につきましては、平素から認識しながら業務を進めておりますが、今後もいただいた意見を重視し、幼児教育の充実に努力してまいります。

以上で、所見を終わります。

(小柳委員)

今の所見について、1点確認をいたします。

この所見の中に、「その行事の趣旨も考慮しながら」という記述がありますが、どのような行事を想定されているのかご説明いただけますか。

(教育指導課長)

前回、7月11日に、保護者を中心として、未就園児のお子様をお迎えして、お楽しみ会ということで、お子様が遊ぶということを通して幼稚園を経験されるという会が行われました。その際には、未就園児の子どもたちが楽しむ、遊ぶという会の趣旨で構成をされておりましたので、特に園側から何かしらの説明という場を設定するような、体験保育等の場でもないというところから、お

子様の会というところで、その趣旨を配慮しまして、そこでの説明はご遠慮させていただいたという経緯があります。

そういった中で、それぞれの行事がどういった趣旨で行われるかによって、我々の説明の場としてふさわしいのか、別の機会を、園長と協議をして設定したほうがいいのかというようなところで、今後も考慮しながら説明の場はつくっていきたいと考えております。

以上です。

(小柳委員)

園長先生とは事前にお話しされていたと思いますが、それを保護者の方にもぜひ事前に、行事の前にこういうような時間をとっていただきたいとか、そういったところを事前に何らかの形でお知らせした方が、より円滑にいくのではないかと思いますのでよろしく願いいたします。

(教育指導課長)

このたび、保護者の皆様からのご意見を頂戴いたしましたので、そういった手続については丁寧に行っていききたいと思います。

(新倉教育長)

ほかに、何か。

よろしゅうございますか。

私のほうから、この請願等の取り扱いについてでございますけれども、横須賀市の教育委員会の会議規則には、請願について、採択あるいは不採択という規定がありません。

したがいまして、請願者の方に対しましては、先ほど教育指導課長から説明がありました所感をもちまして、当教育委員会の所見として回答するという形をとらせていただきたいと思いますと思いますが、各委員の皆さん、いかがでございましょうか。

(意見なし)

(新倉教育長)

それでは、ご意見がないようですので、ただいま教育指導課長から陳述のあった所見をもって、教育委員会の所見とすることとして、請願者の方に対しまして書面により回答することとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(各委員)
異議なし

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『教育委員会の点検・評価結果について』

(教育政策担当課長)

教育委員会の点検・評価結果について、ご説明いたします。お手元にお配りいたしました説明資料「教育委員会の点検・評価結果について」をご覧ください。

１．目的にありますとおり、教育委員会の点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、すべての教育委員会で実施することとされています。教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会が自らチェックするとともに、市議会への報告、市民への公表が必要とされています。

本市の点検・評価報告書につきましては、横須賀市教育振興基本計画に示した施策体系に基づいて作成していきまして、本年度の対象となっている平成28年度は、横須賀市教育振興基本計画の第２期実施計画の３年目となっています。

次に２．方法ですが、点検・評価の具体的な内容や方法につきましては、各教育委員会に委ねられています。本市におきましては、横須賀市教育振興基本計画における重点課題に対応する主な事業を中心に、「学校教育編」、「社会教育編」、「スポーツ編」の３つに区分された各編の関連事業、目標指標の計画に対する実績をもとに点検・評価を行いました。評価にあたりましては、客観性を確保するために、３人の学識経験者からご意見を頂いています。

次の３．手順ですが、本日の教育委員会定例会でいただいたご意見などを踏まえ、平成29年市議会９月定例議会の教育福祉常任委員会へ報告いたします。その後、ホームページ、広報よこすか、行政センターへの配架などにより市民への周知を図ってまいります。

裏面をご覧ください。

４．結果ですが、関連事業合計142に対して、計画どおりに実施した数が、138。行動計画合計382に対して、計画どおりに実施した数が378となっています。

計画と実績が異なる４事業についてですが、１つ目が、別冊資料「教育委員会点検・評価報告書（案）」、27ページの学力向上事業の横須賀総合高等学校でのサテライト授業です。計画と実績が異なる理由は、受験アプリに変更後、学校側の使用状況を踏まえ、事業として行いませんでした。２つ目が、62ページ

の（仮称）横須賀給食弁当の実施の（仮称）横須賀給食弁当です。計画と実績が異なる理由は、中学校の完全給食の実施が決定したため実施しませんでした。3つ目が、78ページの校庭の芝生化事業の校庭の芝生化です。計画と実績が異なる理由は、実施を希望する学校がなかったため、平成27年度までに実施した9校の維持管理を行いました。4つ目が、88ページの「横須賀市生涯学習ホームページ」の充実の生涯学習メールマガジンです。計画と実績が異なる理由は、メールマガジンより幅広く市民に周知することができるソーシャルメディアの活用を積極的に進め、更なる情報発信の充実に努めました。

次に別冊資料「教育委員会点検・評価報告書（案）」の説明をいたします。6ページをお開き下さい。

横須賀市教育振興基本計画の第2期実施計画では、「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」の実現に向けて、解決すべき課題をあらためて捉え、5つの「重点課題」として位置付けました。1として「学校・家庭・地域の連携推進」、2として「学力・体力の向上」、3として「いじめ・暴力・不登校の未然防止と早期解決」、4として「学校の教育力向上」、7ページに移りまして、5として「社会教育施設による学習支援の推進」、これら5つの「重点課題」に対応する19の主な事業に関して、重点的に点検・評価を行いました。

本日は、この重点課題に対応する主な事業を中心にご説明いたします。

それでは27ページをお開きください。

【10 学力向上事業】についてです。

「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取組の充実を図ります。また、教員の授業力向上や人材育成を進めるための学校組織の活性化を推進します。

28ページをご覧ください。

実施内容および効果について、いくつか挙げますと、

学力向上推進担当者会は、学習状況等の分析方法等及び各学校の学力向上プランの作成方法について伝達し、各学校の学習状況をもとにした学力向上の取組を具体化することにつながりました。

学力向上サポートティーチャーは、各学校で学習状況に課題を持つ子どもたちに対して個に応じた支援をすることができました。

学力向上推進モデル校は、研究成果を発信することにより、市内の取組の充実につながりました。

家庭学習用データベースバンクは、子どもの知識技能の定着を図る上で有効であり、また、家庭学習の充実とともに児童生徒の基礎基本の定着につながりました。

教育フォーラムは、連合町内会ごとに開催することで、学校・家庭・地域の

連携の必要性を啓発することができました。

29ページをお開きください。

学識経験者の意見としては、学力向上プランの改訂、目標・取組・検証の一覧化により各学校のプランを充実させ、精度に差があることを可視化したことに評価をいただき、精度の差の内実の検討と必要な改善措置を講じることが求められるとのご意見をいただきました。

また、学力向上推進委員会の位置づけの明確化や多くの教員が、研究員の授業公開、研究協議会に参加できる体制づくりについてご意見をいただきました。

今後の方向性としては、指導主事が学校訪問により具体的に指導助言を行っていくことで、精度を高めていくこと、学力向上研究員の取組と学力向上の研修の場をリンクさせるとともに研究校の公開授業を基本研修において悉皆とするなど発信する体制を構築すること、多くの教員が参加できるよう日程調整や内容について事前に広報することにより、参加意欲を高めていくとの考えを示しています。

次に30ページをご覧ください。

【11 小中一貫教育推進事業】についてです。

この事業は、小中学校の教職員が義務教育9年間で児童生徒を育てるという意識を持ち、児童生徒や地域の実態をもとに共通の教育方針を設定するなど、小中で一貫した教育の充実に取り組みます。

実施内容および効果について、各ブロックで、「小中一貫教育全体構想図」を作成し、教育方針と重点取組を決定したことにより、目指す児童生徒の姿が明確になり、全教職員で取り組みの目的が共有できました。

年3回の「小中一貫教育に関する日」を設定し合同研修会等を実施するとともに定期的に指導主事が現状を踏まえた指導助言を行うことにより、教職員に小中一貫教育の理解が深まり、発達の段階を踏まえた指導観が浸透しました。

小中一貫教育に関する研修において、全国や市内の取組について情報交換を行うことで、各ブロックの取組の推進につながりました。

31ページをお開きください。

学識経験者の意見についてですが、9年間の成長・発達の見通しの中で児童生徒一人一人に対する丁寧な見取りが必要不可欠であるという点が、十分に教職員に浸透していないことが危惧され、きめ細やかな見取りを基盤に、前期・中期・後期の指導の連続性が活かされることを理解するよう研修等で徹底を図らなければならないとのご意見をいただいています。

また、ブロック間の差異は、効果をあげているブロックの実践事例を紹介するとともに、市民にも広報を通じて積極的に公開していくとよいとのご意見をいただいています。

今後の方向性については、合同授業研究会や研修会で指導主事が児童生徒の姿をもとにした指導助言を行うこと、推進校であった長井ブロックの実践例を報告するとともに各ブロックの現状や方向性を共有すること、パンフレットを作成・配布して、市民へ周知を図るとの考えを示しています。

以上で重点課題に対応する主な事業の説明を終わらせていただきます。

続きまして、目標・施策に基づく関連事業は、学校教育編については、66の関連事業と165の行動計画、社会教育編については、53の関連事業と165の行動計画、スポーツ編については、23の関連事業と52の行動計画、これらの昨年度実施状況を58ページから114ページに記載しました。

目標指標については、学校教育編 9 指標、社会教育編 7 指標、スポーツ編 6 指標、これらの目標値に対する昨年度実績を120ページから134ページに記載しています。なお、121ページと122ページの学校教育編、指標 3 の「いじめ解消率」と指標 4 の「不登校児童生徒の学校復帰改善率」については、文部科学省の調査が集計中のため、集計結果が公表され次第、報告書の確定版を改めて配布させていただきます。

巻末には関連事業、目標指標に使用している注釈の用語について解説を記載しています。

以上で、報告書の内容についてのご説明は終了いたします。

(澤田委員)

27ページ、学力向上事業のことについてです。

これは、とても大事な取り組み事業であると思っております。学力調査の結果が、その後の各学校での取り組みに少しずつつながっている、成果が出ていると認識いたしました。

質問ですが、先ほど、総合高校のサテライト授業のところで、受験アプリに変更後、事業として行っていないということがありましたが、もう少しご説明いただければと思います。

(教育指導課長)

27年度から、受験アプリという形で、総合高校のコンピューター室に配信される受験アプリを、それぞれ教員がパスワードを入れて子どもたちが使えるような状況にするんですが、27年度当初は200名ぐらいの利用があったんですが、結果からすると、場所が限定されている、どうしてもそこに行ける時間というものも限定をされる、そして、先生にパスワードを入力してもらえないと自分たちでは使えないということでは、生徒からすると、ちょっと使い勝手が悪く、そのうちに、同じ事業所から、割と安い金額で、総合高校の生徒たちは自分の

コンピューターを一人一人が持っていますので、そこと契約をすると、割と月額安い金額でそのアプリを活用することができる。そうしますと、家でも学校でも、場では、例えばどこかのファミレスでも、自分で使いたいときに幾らでも使えるという状況下なので、子どもの利用がなくなってしまったということで、生徒たちに希望をとっても、特に希望が上がらなかったということで、このような形で廃止をしたという状況でございます。

(澤田委員)

ありがとうございました。

(新倉教育長)

私のほうの確認ですけれども、ということは、この事業は、29年度はもう行っていないということでしょうか。

(教育指導課長)

29年度は、行っておりません。

(荒川委員)

では、私から。点検・評価の方法についてのところなんですけれども、このご意見をいただいている学識経験者の方々にご意見をいただく時の方法ですが、これはお見せしたのに対して書面でいただいているものなのか、あるいは、口頭でとか、それから、このお三方が集まって意見を出し合いながらというようなこともあるのか、あるいは、お一人ずつがご意見を言ったままになってしまっているのかということをお聞きしたいと思います。学識経験者の方々のご意見の中でも、ちょっとニュアンスが違っているようなものもあつたりといたしますので、いただいたご意見を聴取する場合、それから、事務局でまとめることなど、そこを詳しく教えていただけるとありがたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

(教育政策担当課長)

こちらの点検・評価につきましては、学識経験者の方3名に意見を聞いておりますが、紙で、今までのこの実績、各課がやったことに対してこういう実績ですということを書きまして、それを各学識経験者の方にお見せして、一緒に集まってということではなくて、それぞれご説明し、ある一定時期までに紙で返していただいているというような方法をとっています。

(荒川委員)

その中で、お三方のご意見の中で、ちょっと違っていたりというようなこともあるわけですか。そのあたり、どんなふうに事務局でまとめているのかというのをお願いいたします。

(教育政策担当課長)

3名いらっしゃいまして、主に、今回3点ございましたので、学校教育編、社会教育編、それからスポーツ編ということで、それぞれ、社会教育の専門の方、スポーツの専門の方、それから学校教育の専門の方ということでお願いしておりまして、もちろん、ほかの分野についても、ご意見をいただいても結構なんですけれども、ほとんどが、皆さん、自分の得意な専門分野のところでご意見をいただくような形になっています。

(荒川委員)

わかりました。ありがとうございます。

(小柳委員)

質問というか、お願いというか。重点と言いながら、ものすごい数で、教育全体にわたってたくさんの問題点と課題が記載されていて、これだけ、整理するだけでも大変だったと思うんですけれども、もう一步、この重点の中でも最重点は何なのか、その優先順位といったものまでご検討いただければと思いますが、その辺は、ご検討していっていらっしゃいますでしょうか。

(教育政策担当課長)

こちらのほうが、教育振興基本計画の第2期の実施計画に基づきまして、そこで取り上げられている重点事業について全て意見を聞いているということで、確かに、ボリューム的に非常に多くなっています。2期の部分については、特にその中でも、濃淡がないものですから、このような形でやらせていただいています。

3期以降の、今後の計画につきましては、もう少しめりはりをつけたような形でやりたいなと検討しておりますので、1年後の評価になりますが、来年度まではこのような形でやらせていただきたいと考えております。

報告事項（2）『教職員の勤務実態調査について』

(教育政策担当課長)

「教職員の勤務実態調査について」 ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

国が平成28年度に実施した勤務実態調査の速報値が本年4月に発表され、10年前と比較して勤務時間が増加し、教職員の長時間労働が問題となっています。

本市においては、これまで教職員の勤務時間について調査を行ったことが無かったため、今回、初めて調査を実施いたしました。

調査目的は、勤務実態を把握し、その結果に基づいた有効な対策を検討し、教職員が子どもと向き合う環境づくりの推進を図ると共に、勤務実態を客観的に把握することで、健康面も考えながらワークライフバランスを取り入れた働き方を考えるきっかけにすることです。

調査対象は、小・中学校で、フルタイムで働く教職員とし、小学校3校、中学校3校で175人について調査しました。

調査期間は、本年6月22日から7月19日までの4週、28日間で、出勤した場合は、土、日、祝日も対象としました。

調査方法は、各教職員にカードを配付し、出勤時と退勤時にカードリーダーにタッチし、勤務時間をデータにより集計するもので、出張など退勤時に実施できない場合は、後日、時間をデータ入力することとしました。

平日は、8時15分から16時45分までの勤務時間を除いた時間を超過勤務時間として算出し、休日に出勤した時間は、全て超過勤務時間として算出しました。

なお、調査は役職や職種ごとに分類せず、学校ごとに全ての対象教職員の勤務時間数から平均値を算出する方式としました。

2 ページをお開きください。

調査の結果となりますが、この表に記載されている時間数は、教職員1人当りの時間数となります。時間が記載された一番左側の列の上段には、平日1日の平均超過勤務時間を記載し、下段には平日19日間の平均超過勤務時間を記載しました。

ひとつ右側の列の上段には、休日9日間の出勤率を記載しましたが、この数値は、各学校の対象人数に休日の9日間を乗じた全ての休日数に対する、実際に出勤した各学校の休日数の割合を示したものです。例えば、D中学校は対象人数20人×9日間で180日の休日の延べ日数となり、実際に出勤した日数が85日あったため、47.2%と記載しています。

下段には、休日9日間の平均超過勤務時間を記載しました。なお、A小学校のみ休日のうち1日、勤務日があったため、平日を20日、休日を8日で算出しています。

右から2番目の行が、調査期間28日間の平均超過勤務時間で、小学校は全体

で49時間29分。中学校は98時間21分となりました。

また、一番右側の行は、過労死ラインと言われる月80時間以上の超過勤務となる人数とその割合となっており、小学校は全体で13%の9人が該当し、中学校は全体で63%の65人が該当しています。

今後は、この調査結果について、各学校へヒアリングを実施し、長時間勤務の原因を分析する予定です。また、国においても現在、中央教育審議会で長時間勤務について検討しているところです。

これらを基に、役職等に応じた対策を検討し、実施していくことを予定しています。

報告は以上でございます。

(三浦委員)

まず、この調査そのものが非常に大事だったと思います。ご苦勞様でした。非常に貴重なデータでして、この過労死ラインの82時間以上が中学校が63%、実際に横須賀市の先生方の中で、この数年で過労死という状態になった先生方はおられましたでしょうか。

(教職員課長)

過労死になったという報告は、ございません。

(三浦委員)

前段階の、うつ状態とかうつ病で休まれている先生はどのくらいおられるのでしょうか。

(教職員課長)

6月1日現在ですけれども、休職をされている先生は9名おります。そのうち、6名が精神疾患等での休職ということになっております。

(三浦委員)

どうもありがとうございます。

復帰された後が多分大事だと思いますので、よくお話を伺って、それから、担当される先生、あるいは教育委員会として、その先生方の復帰がうまくいくように支援していただけたらと思います。

(荒川委員)

調査のこの結果を見させていただいて、ある程度の予想はしていたんですけ

れども、やはりすごい数字だなというふうに私も感じました。やはり、これを解消していくために、今後、先ほど課長のほうから、各学校ともヒアリングをしてというようなお話もあったんですけども、やはり、これは職種は全然考慮しないで、全部平均したものですけれども、それぞれ職種であったりとか、それから年齢的なものですよね。例えば、お若い先生で、仕事が終わらなくて、本当に勤務時間が長引いているとか、いろんなケースがあると思うので、そのあたりをやはり細かく、ヒアリングで聞いていただく。そして、その結果などをもとに、やはり全学校に対しての、わかったこと、それから、どうしていかなければいけないのかというようなことなども含めて、きちっと現場の学校と十分に今後、対策を練っていく必要があるのかなというふうに思っております。

ですから、これを今後どのような形で各学校にお知らせして対策というか、今後の予定などもお聞かせいただけたらありがたいなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

（教育政策担当課長）

ご意見のとおりでございます。各学校にこの結果をフィードバックして、皆さんにも考えていただきたいと考えていますので、今後、まずは9月に、各小学校、中学校等の校長先生方の会議がありますので、そういったところで周知というか、お知らせをして、まず考えていただく。それから、我々のほうはもちろん、業務改善の会議というのを、子どもと向き合う環境づくり推進事業として会議を持っておりますので、そちらのほうにもフィードバックして、そのためにはもちろん丁寧にヒアリング等をして、原因等を分析しないといけないんですが、それらを実施して、何がこれからできるかということを検討していきたいと考えております。

（荒川委員）

やはり、先生方のこの疲れというものが子どもたちにそのまま反映されたとしたら、本当にそれは、幾ら学力向上だとか、いろいろなことを考えていっても、なかなか難しいところがあると思いますので、やはりそのあたり早急にい形で対策をお考えいただき、また学校のほうにも、なかなか難しいのかもしれないんですけども、取り組みをお願いできたらなというふうに思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

(新倉教育長)

これも、私が言うべきかどうかわかりませんが、私自身が事務局のトップという形がございますので、単に調査して終わらすということではなくて、この中における要因というものをもう1回ちゃんと、ヒアリングを通し、全てを1回でやっていますので、例えば、職種による管理職の方の多忙の原因、それから教員方の多忙の原因、その中でも年齢階層とか経験階層によって違ってしまおうとしたならば、何がその原因になっているかを見たところで、新たな手を打っていきたいというふうに思っていますので、これについては、単に調査をしたということでは終わらすのではなく、これからが大事だというふうに認識をしておりますので、そのように進めさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(三浦委員)

非常に貴重なデータなので。普通の職業、たぶん厚生労働省のほうで管轄されている一般の労働者については、一定時間を超えると産業医が必ず面談をします。ただ、学校の先生についてはそういう制度がないですね。あるんでしょうか。ちょっと教えてください。

(新倉教育長)

メンタルヘルスみたいな形で、学校の先生、教員の方たちが相談をする、産業医的な、お医者さんへの診断の仕組みというのがありますかという形なんですか。

(教職員課長)

福祉会の方で、産業医等で相談ができるというような相談窓口等がございます。

(三浦委員)

ありがとうございます。これだけの人数が、現実にかかなり長時間働いておられますので、実際には、かなりの方がその相談、本来は、相談されるべきだと思うんですね。ですから、その辺もまだ国がやっとなり組みだばかりですので、これからそういう対策をたてなければいけないことだと思いますけれども、横須賀市としても、そういうニーズがある、必要性があるんだということをお聞きいただいて、できるだけそういうシステムづくりに取り組んでいただきたいと思います。

(教職員課長)

補足ですけれども、全教職員に向けてメンタルヘルスの方のチェックをしております、そして、相談で高ストレスということで診断がありましたならば、産業医の面談を受けることができるというふうになっております。

(三浦委員)

そうではなくて、長時間働いているということで、事前に指導していただくようなシステムが、やはり一般の労働者と同じように、これからは必要になるのではないかと思いますので、今はそういうシステムそのものが多分ないと思いますので、これからは、そういうことを念頭に置いて、できるだけそういうことができるようなシステムが、国の方がもしゴーサインを出したら、横須賀市は待ってましたといえるぐらいのことがもしできたらいいなと思いますので、よろしくお願いします。

(新倉教育長)

ご提案、ありがとうございます。

報告事項（３）『国指定史跡東京湾要塞跡整備基本計画の策定について』

(生涯学習課長)

報告事項（３）「国指定史跡東京湾要塞跡整備基本計画の策定について」報告いたします。

猿島砲台跡と千代ヶ崎砲台跡の２つの砲台跡で構成され、平成27年３月に国の史跡に指定された東京湾要塞跡の整備につきましては、史跡の本質的な価値の明確化とこれを保存しながら史跡の活用を図っていくために、平成28年度中に文化庁の指導を仰ぎながら、保存活用の基本方針となる国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画を策定いたしました。

今後の史跡の整備につきましては、この保存活用計画に基づいて実施していくことになります。

今後の整備の予定等についてご説明させていただきます。恐れいりますが、資料の２枚目をご覧ください。史跡東京湾要塞跡の整備事業の実施期間、手順等をお示ししてあります。

整備事業の実施期間は、上の段の2020年度までの短期的目標と下の段の2021年度から2026年度までの長期的目標で設定しております、文化庁の指導に基づいて、それぞれ整備基本計画、整備基本設計、整備実施設計を策定し、整備

工事を実施することになります。

2020年度までの短期的目標においては、埋没遺構の発掘調査、砲台遺構の整備補修、史跡内の園路、ガイダンス施設、ベンチ等の便益施設、入場者の安全を確保する施設の整備等を行い、2026年度までの長期的目標においては、駐車場、雨水排水施設、植栽整備等を行うことを予定しています。

今年度から来年度にかけて策定する東京湾要塞跡整備基本計画は、条例で設置された国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会の答申を得て策定する予定となっていることから、説明資料の3枚目にあります諮問書の案のとおり同委員会の委員長宛に諮問を行います。

答申は平成30年9月末までにいただくことになります。

同委員会には、この諮問に応じて、史跡を整備、公開して、横須賀市の文化的資産として活用していくために必要となる具体的な方針の策定等について、ご審議をお願いすることになります。

以上で、報告事項（3）国指定史跡東京湾要塞跡整備基本計画の策定についての報告を終わります。

（新倉教育長）

それでは、これにつきましては、8月30日に予定されている委員会において諮問することによろしゅうございますね。

（生涯学習課長）

8月30日に予定されています委員会の中で、諮問させていただく予定でございます。

報告事項（4）『公益財団法人 横須賀市生涯学習財団の経営状況報告について』

（生涯学習課長）

報告事項（4）公益財団法人 横須賀市生涯学習財団の経営状況について、報告いたします。

報告いたします平成28年度事業報告及び決算は、生涯学習財団の定款第9条に基づき、財団の評議員会の承認を受けたものであり、平成29年度事業計画及び収支予算は、定款第8条に基づき、財団の理事会の承認を受けたものであります。

なお、本件報告につきましては、横須賀市が生涯学習財団に4億円の出資を

していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年9月定例議会の教育福祉常任委員会におきまして法定報告事項として報告する予定であります。

お手元の「経営状況説明書」をご覧ください。

1ページから2ページにかけまして、平成28年度の事業の概要、役員、会議の開催状況等について記載してあります。3ページから24ページまでにかけまして、平成28年度の事業実績を記載してあります。

恐れ入りますが、30ページをお開き下さい。

生涯学習財団が実施している事業の全体構成を公益目的事業と収益目的事業の会計別にお示ししています。

公益目的事業の3会計で文化生涯学習活動支援事業から調査研究事業までの9事業を行い、収益目的事業の2会計で生涯学習センター施設の貸館と広報物販事業の2事業を行っています。

恐れ入りますが、3ページにお戻り下さい。

個々の事業の実施状況について説明をいたします。

I 文化活動及び生涯学習活動の支援に係わる事業です。1の文化生涯学習活動支援事業では、市民の文化活動及び学習活動の支援のため、文化生涯学習事業への助成13件、財団賞の贈呈7件、後援名義の使用承認49件を実施しました。4ページの2の文化・生涯学習情報の収集提供・学習相談事業では、6ページにかけて記載の「ヨコスカまなび情報」の収集提供などを実施しました。

6ページの3の学習成果の地域活用事業では、学習で得た知識や技術を地域活動に生かすことを支援するために、9ページにかけて記載の「ヨコスカまなび情報ABCプラン」などを実施しました。

10ページをお開きください。

II 文化活動及び生涯学習活動の普及に係わる事業です。1の受託文化事業では、多彩な文化の振興を図るため、横須賀市の文化振興課からの委託を受けて、市民文化祭22事業、その他4事業を実施しました。

12ページをお開きください。

2の受託教育事業は、横須賀市の教育指導課からの委託を受けた事業で、小学3年生から6年生を対象とした「小学生プログラミング体験教室」を20回開催しました。

3の横須賀市市民大学事業では、13ページから16ページまでに記載された56講座を実施し、3,402名、延べ22,475名の方に受講をしていただきました。市民の高度で多様な学習ニーズや地域課題に対応するため、研究コースと一般コースを設定し学習の目的に応じて幅広い層の市民が受講しやすい講座を開催しました。

また、市民大学開講40周年を記念した特別講座を3講座実施したほか、「市民大学手帳」を受講生に配布するとともに講座への参加意欲を高めていただくことを目的として、受講ごとに特典ポイントを付与する「まなびポイント制度」を導入して受講者数の増加を図りました。

このほか、17ページから19ページに記載の4のその他の普及事業では、子ども、シニア対象の事業などのほか、文化財講座や横須賀市を知る講座など、横須賀市教育委員会との共催事業を実施しました。

20ページをご覧ください。Ⅲ 文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営に係わる事業です。

1の横須賀市生涯学習センターの管理運営事業では、有料施設の貸館事業としまして、多くの市民が講座や教室に参加できるよう施設の管理運営を行いました。施設の利用は利用件数4,973件、利用者数が9万6,695名で、平成27年度に比べて、利用件数は164件の減少、利用者数が3,004名の増加で、日数ベースの利用率は0.9ポイント減少し、69.2%でした。

21ページをご覧ください。2の調査研究事業では、生涯学習センターの効率的運営や円滑な事業の推進を図るため23ページにかけての研修、他機関との連携事業などに参加しました。

24ページをご覧ください。「収益事業」です。収益事業では、事業で得た収益を公益目的事業の財源に充当するためにⅣとⅤの2事業を行いました。

続きまして、26ページをお開きください。平成28年度末の経営状況についてご説明いたします。

生涯学習財団は、公益財団法人として、「公益法人会計基準」に則った会計処理を行っています。この会計基準は、資産から負債を差し引いた「正味財産」について、増加原因の「収益」と減少原因の「費用」によって、財産の状態や増減の内容を表す「損益方式」で行うものです。

26ページは、平成29年3月31日現在における「貸借対照表」です。貸借対照表は事業年度末におけるすべての資産と負債、さらに資産から負債を控除した差額である正味財産を表示しています。平成28年度末の資産合計は表の中、Ⅱの上の段、5億1,734万4,749円、負債合計は表の中、Ⅲの上の段、3,013万1,960円、資産合計から負債合計を控除した「正味財産合計」は、表の下から2段目で、4億8,721万2,789円となっています。平成28年度末の正味財産額は前年度末と比較して260万3,080円の減少となっています。

公益財団法人である生涯学習財団の運営においては、公益目的事業にかかる収入が、その事業に必要で適正な費用を償う額を超えてはならないという収支相償の原則が適用されることから、会計全体として収益事業における利益を吸収しながら運営を行っていくことが求められます。

生涯学習財団の運営状況についての評価ですが、平成28年度末には正味財産が約260万円減少という結果にはなっていますが、財団の意思で自由にコントロールすることができる一般正味財産が6千万円以上存在すること及び公益財団法人の経営基盤の安定度を図る目安としての正味財産が負債及び正味財産の合計額に占める割合が94.2%と高水準であることなどから、公益財団法人としての生涯学習財団の運営は安定的なものと評価しています。

27ページは貸借対照表を公益目的事業会計、収益目的事業会計、法人会計の会計別に示した貸借対照表内訳表でございます。

28ページをお開きください。

正味財産の全ての増減内容を明らかにする正味財産増減計算書でございます。

正味財産の増加原因である収益がどれくらいあり、減少原因である費用がどれくらいあったのかを目別の一覧にしたものであり、事業活動の効率性も示しています。

平成28年度には、28ページの中段よりやや上部に記載の経常収益計が昨年度よりも96万6,892円増えましたが、29ページの上から10行目の経常費用計も43万1,505円増え、結果として正味財産は260万3,080円の減少となったことを示しています。個々の科目の決算額及び増減額につきましては、記載のとおりです。

収益の増減としましては、28ページの表中（１）をご覧ください。基本財産受取利息が21万2,725円の増、入場料収益が54万3,660円の増、指定管理料収入が36万2,880円の増、市民大学事業収益が28万7,710円の増となっており、受託事業収益が22万6,661円の減等となっています。

一方、費用の増減としましては、28ページの表中（２）をご覧ください。印刷製本費が62万2,142円の増、賃借料が107万4,780円の増となっており、福利厚生費が70万9,910円の減、租税公課費が55万8,692円の減等となっています。

なお、（２）の経常費用の事業費中、給料手当が332万3,076円減少したのは年度途中で正規職員が退職したための減少であり、臨時雇賃金が332万4,110円増加したのは、正規職員が退職したことによる欠員を臨時雇賃金対応の職員で補充したための増加であります。

平成28年度の事業活動に伴う収益と費用の増減の結果、平成28年度の正味財産期末残高は29ページの表末に記載のとおり 4億8,721万2,789円となっております。

32ページから35ページにかけまして、事業会計と事業の区分ごとに収益と費用の内訳を示した正味財産増減計算書内訳表を記載してあります。

公益財団法人の認定基準では、全会計の経常費用の総額に占める公益目的事業会計の経常費用の総額の割合が50%以上であることが必要とされますが、その割合は73.9%となっています。

36ページをご覧ください。

「公益法人会計基準」の運用指針により記載するもので、「財務諸表に対する注記」、38ページに「付属明細書」、39・40ページに「財産目録」を記載しています。なお、基本財産及び特定資産の運用については、生涯学習財団の資産運用規程に、管理体制、運用の基本方針、債券運用の基準等が定められており、理事長の統括のもと事務局長を資産運用責任者として適正かつ効率的な運用を図ることとされています。

41ページには、平成28年度の会計及び業務に関する監査報告書を掲載しています。

以上が、平成28年度の事業報告となります。

引き続きまして、平成29年度の事業計画及び予算につきまして説明いたします。42ページをお開きください。

平成29年度の事業運営の「基本方針」としましては、公益法人として「低廉・良質」、「市民・利用者第一」、「安全安心」を掲げ、より良い充実したサービスを効果的に提供することを目的として、文化及び学習に関する振興と普及の取組を中心に「生涯学習社会の実現」を目指すこととしています。

また、平成29年度中に行われる生涯学習センターの次期指定管理者の公募選定に向けて、管理経費の縮減に努めつつ、安定した運営につながる提案ができるように取り組むことを重要課題として位置付けています。

次に「事業概要」ですが、公益目的3事業、収益目的2事業で、事業構成に変更はございませんが、市民生活の向上と新しい横須賀文化の創造に寄与することを目的として、公益的使命を達成していくとともに、公益的事業の運営に資するために収益事業を展開することとしています。

事業計画は、43ページから54ページに記載の通りです。

55ページから61ページに、「収支予算書」等を記載しています。

経常収益1億2,827万9千円、経常費用1億2,855万3千円一般正味財産の増減額を27万4千円の減と見込んでいます。

62ページの資金調達及び設備投資の見込みについてですが、平成29年度は資金調達、設備投資を行う予定はございません。

以上で、「公益財団法人横須賀市生涯学習財団経営状況」についての報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(5)『損害賠償専決処分について』

(保健体育課長)

報告事項（５）損害賠償専決処分についての報告になります。本件は、昨年平成28年の教育委員会８月定例会において報告いたしました学校事故の損害賠償専決処分の報告になります。

事故の概要をご説明いたします。事故は、平成27年３月９日午前10時50分ごろ、市立小学校の３年生の教室で発生いたしました。

授業中にテストの返却のために並んでいた児童たちが、ふざけ合いを始め、ふざけ合いの中で、他の児童に服をつかまれた男子児童が、これを振りほどこうと腕を回したときに転倒し、机に顎を打ちつけ、左上前歯１本を破折したものです。

ふざけ合いが始まったとき、担任は、教師机で先にテストを受け取った児童の対応をしていたため、ふざけ合う児童たちを注意せず、負傷児童が担任に泣きながら訴えたことで事故の発生を認知しました。

負傷児童の保護者からは、授業中の担任の指導に過失があったとして、治療費などの損害賠償請求がありました。

相手方との話し合いの結果、８月、地方自治法第180条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市長は、専決処分を行い、市内男性ほか１名と示談し、児童が転倒し負傷したことについて、損害賠償として699,169円をお支払いしました。

なお、本件については、地方自治法第180条第２項の規定により次回定例議会に報告いたします。

以上でございます。

(質問なし)

報告事項（６）『中学校全国・関東大会出場選手激励会について』

(保健体育課長)

保健体育課からは、８月４日に行いました「中学校全国・関東大会出場選手激励会」についてご報告させていただきます。

この会は、横須賀ブロック地区予選、さらに神奈川県予選を突破し、全国・関東中学校体育大会への出場を決めた生徒を対象に、例年８月上旬に行っているものであります。

今年は、横須賀市から10年ぶりにソフトテニスで関東大会に出場するなど、70名の生徒を対象に行いました。

2 ページから 5 ページにかけて、全国・関東中学校体育大会出場者一覧をお示しました。激励会を開催したのちに行われました関東大会で、横須賀学院中学校男子ソフトボール部が第 3 位の好成績を収め、全国大会への進出を決めています。

全国大会については、日程をお示ししましたとおり、8 月 17 日から開催されています。

本日まで柔道の試合が行われていますが、水泳競技では男子 100m および 200m 背泳ぎで、田浦中学校 3 年生 柳川 大樹選手が、2 種目とも大会新記録で優勝、女子 200m 背泳ぎで、池上中学校 3 年生 鯉渕 ころろ選手が第 5 位入賞の好成績を収めています。

激励会には、委員の皆様や、保護者を始め、多くの関係者の皆様にもお越しいただき、選手たちも決意を新たに大会へ臨むことができたことと思います。

結果につきましては、次回定例会の際に改めてご報告させていただきますので、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

保健体育課からの報告は以上でございます。

(質問なし)

報告事項 (7) 『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校給食担当課長)

報告事項 (7) 中学校完全給食実施に向けた検討状況について、ご報告いたします。

報告資料の 1 ページをご覧ください。

まず、1 今後のスケジュールについてですが、「中学校完全給食 開始までの流れ」と記載した図の、左側をご覧ください。これまで、実施方式の検討を行ってまいりましたが、7 月にセンター方式に決定しましたので、現在、用地の選定と、整備・運営方法の検討を進めているところです。これらを決定した後、設計、そして建設工事へと進みます。また、これと並行して基本計画の策定を進め、その後開始に向けた具体的な準備として、事業者の選定や教職員の研修などを行います。さらに図の右側の中学校の施設整備として、給食の受け入れ場所となる荷受室や昇降機の整備などを進めるとともに、学校現場と運営方法などに関する協議も行います。

次に「2 検討事項」の「(1) 用地」についてです。

まず、「ア 基本情報」の「(ア) 想定敷地面積」についてですが、現在、事

務局では、約10,000㎡を想定しています。

平成28年度に実施した調査では、提供食数を11,500食とし、面積は10,880㎡と想定しましたが、平成32～33年度の食数推計である約10,000食を考慮して想定しました。

しかし、他都市の事例では、同程度の規模の食数の給食センターでも、敷地面積は、約7,000㎡や約16,000㎡など、様々な例がありますので、具体的な必要面積を示すことは難しいのが現状です。なお、この想定敷地面積は、調理施設の部分の面積に加え、配送用トラックや従業員駐車スペースなどの面積を含んだ数値です。

2 ページをお開きください。

「(イ) 用途地域」についてですが、給食センターは建築基準法上の用途が工場となりますので、建設が可能なのは、原則として工業専用地域、工業地域、準工業地域となります。他の用途地域に建てようとする場合は、建築基準法 第48条ただし書の許可を得なくてはなりません。

「イ 検討にあたって重視する点(案)」をご覧ください。事務局で考えている重視する事項について、3点記載しました。

まず、「(ア) 他の利用計画等」についてですが、給食センター以外で、既に利用計画等があり、給食センターの建設が当該計画の進行を妨げる場合は、原則として、当該利用計画等を優先すべきと考えています。

次は、「(イ) 配送所要時間」です。給食提供については、学校給食衛生管理基準で、調理後2時間以内に喫食できるよう努めるとされており、給食センターから学校までの所要時間が長い学校がある場合は、配送が遅れるリスクが高まるためです。

3点目は、「(ウ) 開始時期への影響」です。土地の造成に年数がかかったり、市有地以外の土地取得で時間がかかると思われる場合は、給食開始時期が遅れるリスクが高まると考えています。

次に、「ウ 各部局への照会結果」についてです。(ア)に記載した期間で、全部局を対象に、用地に関する照会をかけ、情報収集を行いました。

3 ページをご覧ください。「(イ) 照会条件」ですが、市有地については、未利用地で土地面積が7,000㎡以上、市有地以外については、未利用と思われる土地で、用途地域が工業専用地域、工業地域、準工業地域にあり、土地面積が7,000㎡以上の用地を対象としました。

「(ウ) 照会結果」は、市有地については、上下水道局有地を含めて5件、市有地以外については、国有地4件、民有地9件の計13件の用地に関する情報を得ることができました。

なお、これらには(イ)の条件にあてはまらない用地もありましたが、一部

検討しました。

「エ 今後の進め方」についてですが、庁内検討組織である、中学校完全給食推進本部での意見等を踏まえて、候補地を絞り込み、道路状況、周辺環境への影響、インフラ環境などについても比較・検討を行った上で、候補地を選定したいと考えています。

4 ページをお開きください。

「(2) 補助金・交付金等」についてですが、共同調理場（給食センター）を新築する場合には、文部科学省による学校施設環境改善交付金の対象となります。一方、他の自治体では、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条のまちづくり支援事業で、給食センターの機能を有した防災食育センターとして整備している事例もあります。これらは、重複して受けることができませんので、給食センター整備でどの補助金等の採択を目指すかについて決定する必要があります。それぞれについてご説明します。

まず「ア 学校施設環境改善交付金」ですが、調理場施設とその附帯施設、炊飯給食施設とその附帯施設、アレルギー対策室の整備が対象となります。補助率は2分の1となります。

次に「イ 防衛8条補助金 まちづくり支援事業」ですが、こちらは給食センターの整備は対象となっておりません。事前に、地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくりなどの構想を策定する必要があります。また、対象となるのは1自治体につき1度限りとなります。補助率は75%となります。

次に「(3) 昇降機の整備内容」についてです。センターから配送される食器や食缶等を各階に運搬するため、昇降機の設置が求められますが、昇降機にはエレベーターと小荷物専用昇降機があり、運用面・費用面で異なります。中学校の整備計画を作成するために、昇降機の整備内容も決定する必要があります。

5 ページをご覧ください。

「ア 運用面での比較」についてですが、給食提供に関しては、エレベーター、小荷物専用昇降機ともに食器・食缶を載せた配膳車を各階に運搬するという点では同様ですが、エレベーターの場合、配膳車に加え、配膳員が乗用できるため、単独での運搬作業がしやすく、作業所要時間が短く、作業効率が上がります。また、配膳車に移さず、コンテナのまま各階に運搬することも可能です。

一方、小荷物専用昇降機の場合、配膳車1台のみ積載可能となりますので、単独での運搬作業が難しく、作業時間の関係でエレベーターに比べ人員が増えると思われます。

なお、現在小学校には、小荷物昇降機を設置していますが、上の階と下の階とで複数名により運搬作業をしています。また、コンテナのままでの運搬はで

きません。

給食提供以外に関しては、エレベーターの場合、障がいのある生徒やケガをした生徒にも対応できることなども期待できます。

一方、小荷物専用昇降機の場合は、給食以外の運搬はできず、人が乗ることはできませんので、給食以外の使用用途はありません。

次に「イ 費用面の比較」についてですが、初期整備費の昇降機本体に係る費用として、約4億8千万円、エレベーターの方が高くなります。また、維持管理運営費は、30年間で、保守点検費はエレベーターの方が約6億2千万円高くなりますが、配膳員の人件費は、小荷物専用昇降機の方が約6億4千万円高くなります。これは、センターから各学校への配送時間がかかるため、食缶到着から昼食時間開始までの中学校内の運搬を短時間で行う必要があり、エレベーターと小荷物専用昇降機では、単独作業の可否を含め、作業所要時間が異なるので、各校1名程度配置人数が異なることを想定したためです。

この結果、30年間の費用を比較すると、エレベーターの場合、約30億2千万円、小荷物専用昇降機の場合、約25億6千万円となりました。

補助金等に関しては、表の下、5行目からの※（米印）に記載しましたとおり、エレベーターの整備には、バリアフリー化に係る補助として、学校施設環境改善交付金の対象となる可能性があります。

なお、昇降機設置基数は、調査報告書に基づき33基として試算しました。中学校数は23校ですが、複数の棟に校舎が分かれている学校があるためです。

また、今後、より詳細な現地調査や学校との具体的な協議を行う中で、各学校の現況に合わせて、昇降機と小荷物昇降機が混在する可能性もあると考えています。

最後に「（４）事業手法」ですが、給食センターの整備については、「横須賀市PPP／PFI手法の導入に関する優先的検討方針」により、優先的検討の対象事業となり、従来型手法に優先して検討することになりますので、現在、総務部との協議を進めております。

以上で、報告事項（７）「中学校完全給食に向けた検討状況について」の報告を終わらせていただきます。

（荒川委員）

昇降機の整備のところで、少し意見を言わせていただきたいのですが、エレベーターと小荷物専用昇降機では、かかる費用の点ではエレベーターのほうが高いのですが、やはり、私、学校に勤務しておりましたときに、エレベーターがある学校だったものですから、支援が必要な児童・生徒への対応、また、途中で職員がけがをして骨折したり、それから、やはり子どもの中でも骨折した

りして松葉づえであったりとか、保護者の方でも、そういう場合、多くの方に、エレベーターがありますと、校内に入っていただくのもスムーズでした。そういうことから考えますと、いい機会と言うと何ですけれども、ここで整備されるのであれば、費用が多少高くても、エレベーターを設置していただけたらと思います。学校ごとに校舎の構造など、難しいこともあると思いますが、できればエレベーターを整備していただいたほうが、今後も、いろんな教育活動の中で活用できると思いますので、費用だけでなく、そういったところも含めて検討いただけたらありがたいと思っています。

以上です。

(学校給食担当課長)

これまでも、学校現場、とくに中学校の学校現場からも、荒川委員がおっしゃったようなご意見をいただいておりますので、事務局といたしましても、そういったことも含めて、市全体での検討の中で意見として言わせていただきたいと思っております。

報告事項（８）『第３次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について』

(中央図書館長)

報告事項（８）「第3次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について」をご説明いたします。

本日は、「計画の骨子案」を作成いたしましたので、これについてご説明し、合わせて、これまでの検討状況の報告等をいたします。

では、お手元の資料をご覧ください。

「１ 計画策定の背景」については、記載のとおり、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、横須賀市でも、平成19年に第1次計画を、平成25年に第2次計画を策定いたしました。「第2次子ども読書活動推進計画」が本年度で計画期間を終了いたしますので、次期第3次計画を今年度検討しております。

続いて、「２ 計画の検討体制」は条例で設置いたしました「子ども読書活動推進計画改定検討委員会」において、検討を行います。構成員等は記載のとおりです。また、改定検討委員会の下部組織として、「子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議」が具体的な検討作業を行っております。

「３ 取組期間」については、平成30年度からの4年間であります。

「４ 重点取組」につきましては、別冊資料の「第3次子ども読書活動推進計

画「骨子案」の中でご説明いたします。

それでは、別冊資料の2ページをご覧ください。2ページから9ページまでは、昨年11月に実施いたしました、横須賀市の児童・生徒の読書実態調査の結果、及び第2次計画の成果と課題を記載してあります。

調査結果と課題から、小中学生の読書冊数が増加しているが、全国平均からは下回っていること、幼児期から就学期までの間を埋める事業が展開できなかったこと、児童書の貸出冊数が目標値に至らなかったことなど、次期計画に反映させるべき課題があります。

10ページをご覧ください。

実態調査による横須賀市の現状と2次計画の成果と課題を踏まえ、次期計画の目標を「子どもの心豊かな成長につながる読書習慣を確立する」とし、記載の基本方針を定めました。

12ページをお開きください。

第4章 第3次計画の具体的な取組です。

まず、取り組みの体系ですが、横須賀市における子ども読書活動の推進は、子どもを取り巻く社会全体で、取り組むものとして、1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進、2 学校、保育園、幼稚園における子どもの読書活動の推進、3 関係機関、団体等における子どもの読書活動の推進の3つに大きく分類し、その中を9つの柱に分類しています。

なお、今後策定いたします計画の素案では、それぞれの分類の下に、具体的な取組を位置づけていきます。そして、第3次計画の重点取組を、「家庭における読書活動の推進」と「小・中学校における読書活動の推進」の2つといたします。これについては、昨年11月の実態調査で、小中学生の読書冊数が増加したとはいえ、第2次計画の成果と課題等の現状を踏まえ、幼児期のブックスタート事業から保育園、幼稚園に入るまでの間を埋める事業などが有効であると考えたものであります。

また、「小中学校における読書活動の推進」については、第2次計画から引き続き重点取組とし、学校司書が小学校に全校配置され、実態調査でも良好な結果が出ていますが、特に中学生に対するより効果的な取組として、学校図書館のより一層の充実と市立図書館との連携の強化などの事業を拡充する取組であります。

取り組む項目として、「家庭における読書活動の推進」では、ブックスタート事業の充実、幼児期における読書活動啓発事業の充実、保護者向け読み聞かせ講座の実施、親子で楽しめる読書活動啓発イベントの充実の4項目を、「小中学校における読書活動の推進」では、魅力ある学校図書館づくり、読書習慣を確立するための読書活動の推進、学校図書館に関わる職員に対する研修の充実、

学校と市立図書館との連携の強化の4項目を掲げています。

この12ページの体系図に添って、13ページから16ページに、それぞれの考え方と取組みを記載しております。第3次計画で新たに取り組むものに（新規）、2次計画を拡充するものに（拡充）と記載させていただきました。

17ページをご覧ください。

「第5章 第3次計画の推進にむけて」です。

「1の成果指標」ですが、具体的な指標については取組みの内容を検討する中で、併せて検討し、今後計画案に盛り込む予定であります。

「2の進行管理」については、自己評価を行いながら、第2次計画と同様に、社会教育委員会議で行います。

次に、「現在までの計画の検討状況等」について、ご報告いたします。

資料にお戻りいただき、2ページをご覧ください。

「5 現在までの検討状況」ですが、（1）「横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会」は計画策定の中心となるもので、現時点までに2回の委員会を開催しております。

6月2日に行いました第1回委員会では、横須賀市の子ども読書活動の現状把握をし、資料に記載のとおり様々な意見をいただいた中、計画策定の考え方や方向性についてご審議いただきました。

また、7月26日に行いました第2回の委員会では、計画の骨子案をご審議いただく中で、記載のとおり、具体的な取組についてのご意見も頂きました。今後策定する計画の素案に反映させていくように検討してまいります。

資料3ページの（2）「子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議」は、教育委員会及び子ども育成部職員で構成する、改定検討委員会の下部組織ですが、記載のとおり、これまでに5回の会議を行い、改定検討委員会に必要な報告を行っております。次に、「6. 計画策定における今後のスケジュール」ですが、市議会9月定例議会で、計画の骨子案について報告し、パブリックコメント手続きを11月末から12月に実施したいと考えております。

パブリックコメントの結果やこの間に頂いたご意見を反映させて、計画案を策定し、来年2月の教育委員会定例会でご審議いただき、今年度中の計画決定を目指しております。

以上で、「第3次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について」の説明を終わらせていただきます。

（澤田委員）

質問ではないのですが、この読書活動は非常に大事な事項であると思っております。特に、現行の学習指導要領はもちろん、新しい学習指導要領において

も、読書活動の推進が重点となっているところです。

小・中学校における重点的な取り組み計画をしっかりと推進していただきたいと思いますが、同時に学校図書館の環境整備についても充実させていただきたい。他館との連携を含めて検索ができるということ、もちろん蔵書数の充実、また、学校司書の配置、このような、学校図書館の環境整備についてもぜひ検討していただければと思います。

以上です。

(教育指導課長)

現在、教育振興基本計画並びに市の実施計画においても、今後の読書活動について、どのように小・中学校で推進していくかということで、我々、担当事務局の中でも検討しております。

現在、ご承知のとおり、小学校には23名の学校司書を配置しております。その中で、一定の成果が示されているということの現状を踏まえまして、今後については、中学校の部分にどのようにそれを広げていくことができるかということで、現在、検討中でございます。

(小柳委員)

この骨子案の2ページの、月間平均読書冊数、下の棒グラフですけれども、これを見ますと、前回に比べて今回、横須賀がかなり伸びてきている。小学校、中学校に関してはかなり伸びてきているということで、大変よい結果だと思いますが、高等学校のところで、逆転現象といいますか、もともと少ないのですけれども、前回に比べて今回少なくなっている何か要因のようなものがあつたら教えていただけますでしょうか。

(中央図書館長)

高等学校につきましては、データが総合高校のみのデータとなっておりますので、23年度以前のデータもそうですが、数字的に大きく変動します。原因についてはまだわかっていないんですけれども、データの的な変動は例年でています。

報告事項（9）『損害賠償専決処分について』

(博物館運営課長)

報告事項（9）「損害賠償専決処分について」報告させていただきます。

お手持ちの資料、報告事項（９）をご覧ください。

平成29年４月14日午後１時15分ごろ、市内芦名１丁目183番４道路上におきまして、教育委員会の小型貨物自動車、駐車中の軽貨物自動車に接触して車両を破損させた事故につきましては、地方自治法第180条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定によりまして、市長の専決処分を行い、相手方である市外の事業者と示談をし、損害賠償として132,646円を支払ったことを報告させていただきます。

なお、地方自治法第180条第２項の規定により市議会９月定例会に報告することをあわせて報告させていただきます。

事故の被害状況についてですが、相手方については、車両の後部ドアの左下の角の部分に損傷し、人的被害はありませんでした。

市側については、人的被害、車両被害ともにありませんでした。

事故後の対応につきましては、相手方車両の修繕費用等の賠償について示談を締結し、賠償金を支払いました。

賠償金の支払いが７月24日であったため、教育委員会７月定例会で報告することができなかったことを申し添えさせていただきます。

事故の再発防止として、公用車を運転し事故を起こした職員に対し、交通安全研修への受講を命じました。また、他の所属職員には、あらためて公用車運転時の心構えについて注意喚起したところでございます。

大変申し訳ございませんでした。

報告については以上です。

（質問なし）

報告事項（10）『横須賀美術館企画展「ぼくとわたしとみんなのtupera tupera 絵本の世界展」の開催について』

（美術館運営課長）

横須賀美術館企画展「ぼくとわたしとみんなの tupera tupera（ツペラ ツペラ）絵本の世界」の開催について、報告いたします。

２ 会期ですが、９月９日土曜日から11月５日日曜日までの、57日間となります。また、11月３日の文化の日は無料観覧日となります。

３ 主催者等、４ 観覧料は、記載のとおりです。

５ 概要ですが、夫婦ユニットの絵本作家、tupera tuperaの初めての大規模な展覧会となる本展では、第18回日本絵本賞読者賞を受賞した「しろくまのパ

ンツ」や「パンダ銭湯」など人気の絵本原画に加え、雑貨、工作、こだわりの装丁など約300点を一堂に展示します。ユニークで多彩なtupera tuperaの世界をお楽しみください。

6 関連事業としまして、オープニングイベント「tupera tuperaとビューティフルハミングバードの絵本ライブ」の開催や、tupera tuperaを講師に迎え実施するワークショップ、「大きな海のジャバラ絵本リターンズ！」を行います。

また、学芸員によるギャラリートークや親子向けギャラリートツアーの開催も予定しています。詳しくは、別添のチラシをご覧ください。

以上で報告を終わらせていただきます。

(小柳委員)

このtupera tuperaという名称の由来がわかれば、お願いいたします。

(美術館運営課長)

こちらは、先ほど説明しましたとおり、夫婦のユニットの名前ですが、15年前に結成したときには、最初は雑貨をつくっていたようでして、そのときの商品のタグをつくるときに、名前をどうしようということを相談したそうです。これは造語なんですけれども、本人たちに聞きますと、「頭がゆるむおまじない」というような意味だそうです。

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

日程第1は、今後、市長が議会に提案する案件、日程第2、日程第3は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成29年8月25日（金） 午前11時43分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡